

佐賀県告示第二百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年五月二十一日から平成二十二年六月二十一日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月二十一日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路		の		区域	域
	区	間	変更前の別	幅員		
県道 中津天建寺 武島線	三養基郡みやき町大字天建寺字五本黒木三七〇五番一 地先から 三養基郡みやき町大字天建寺字一本黒木二六六九番地 先まで	三養基郡みやき町大字天建寺字五本黒木三七〇五番一 地先から 三養基郡みやき町大字天建寺字一本黒木二六六九番地 先まで	後	幅員 メートル 一・一 七・二	幅員 メートル 一・一 七・二	延長 メートル 七四三・九
	三養基郡みやき町大字天建寺字五本黒木三七〇五番一 地先から 三養基郡みやき町大字天建寺字一本黒木二六六九番地 先まで	三養基郡みやき町大字天建寺字五本黒木三七〇五番一 地先から 三養基郡みやき町大字天建寺字一本黒木二六六九番地 先まで	前	幅員 メートル 一・一 七・二	幅員 メートル 一・一 七・二	延長 メートル 七四六・三